平成２６年（フ）第６０号
青森県八戸市大字鮫町字蟻子17番地15、前住所青森県青森市筒井２丁目８番９号　シャーメゾンサンビアーレ202号
債務者　三浦　鈴香
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
青森県八戸市諏訪３丁目18番19号　メゾン明戸１階Ａ号室、前住所青森県八戸市諏訪２丁目５番12号　コーポグリーン102号
債務者　岡本　　衛
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１０１１号
福岡市早良区南庄２丁目11番５号
破産者　有限会社アルファー
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２２０号
福岡市博多区祇園町４－２博多祇園ＢＬＤＧ.
破産者　株式会社ウェブスターマネージメント
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０５号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町148番地２
破産者　ガレージＯＸこと　関　　弘幸
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９６号
埼玉県草加市高砂２丁目５番５号
破産者　有限会社朋
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
相模原市南区磯部４番地58
破産者　有限会社北海サッシ
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７５号
新潟市中央区古町通六番町991番地
破産者　株式会社旬
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５３号
愛知県一宮市時之島字日吉浦51番
破産者　有限会社テルミ
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３５号
山口県萩市大字山田3922番地の１
破産者　有限会社日本エンジニアリング
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第５号
山形県鶴岡市湯温海甲233番地
破産者　有限会社三吉
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第２３号
福島県伊達市保原町字野崎11番地
破産者　有限会社エンドー木工
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第８５号
横浜市中区長者町９丁目172番地４―11ポイント１Ｆ
破産者　株式会社らく
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８３号
横浜市港北区小机町220番地１
破産者　有限会社スパイラル
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６６号
横浜市港北区新吉田東３丁目44番15号
破産者　感動連鎖株式会社
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８１号
横浜市中区錦町15　臨海鉄道本牧総合ビル
破産者　有限会社ジェイ・エス・ライン
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５号
新潟県上越市昭和町２丁目19番10号
破産者　株式会社トミヤ
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第４１３０号
大阪府貝塚市海塚314番地
破産者　株式会社ユース
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１５２号
大阪府貝塚市海塚314番地
破産者　有限会社生きいきスポット
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０号
兵庫県西宮市里中町１丁目２番８号
破産者　甲神住研株式会社
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係